

千葉市農林関係事業補助金の財産の処分に係る事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉市農林関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条第5項の規定により、財産の処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領で使用する用語の意義は、千葉市農林関係事業補助金交付要綱の例による。

3 財産の処分に係る承認申請等

要綱第15条第3項の規定により、取得財産等の所有者（以下「所有者」という。）が処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 申請の審査

- (1) 市長は、前記3の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請をした所有者に対し、結果を財産処分承認・不承認通知書（別紙様式第2号）により通知するものとする。
- (2) 市長は、前記(1)の承認をするときは、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じ、処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

5 納付

所有者は、前記4の規定により、補助金の全部又は一部納付を条件とする承認の通知を受けた場合において、財産処分承認通知書（別紙様式第2号）に定める金額を納付しなければならない。

6 その他

前記5の規定にかかわらず、天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由により千葉市農林関係補助事業が継続できなくなった場合においては、所有者は市長と協議することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

財産処分承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度 事業補助金に係る取得財産等について、次のとおり処分したいので、千葉市農林関係事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、申請します。

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、所在、型式、数量

(2) 補助金名、補助率、事業費、補助金額、

(3) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(1) 財産管理台帳

(2) その他

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

(注2) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち、「有償」又は「貸付」のうち「長期間(1年以上)の貸付け」で備考欄を適用する場合には、次のうち該当する資料を添付すること

(法人化に伴う場合)

① 法人化にかかる計画書

② 新設法人への財産処分(承継)計画書

③ 発起人名簿又は定款案(新設法人の組合員、社員又は役員であることが確認できるもの)

(収益向上を図る場合)

① 事業計画書(収支計画の対比ができるもの)

② 株主構成表(株主の保有率が確認できるもの)

(注3) 処分区分の欄に掲げる「担保」で補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の用途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること

財産処分承認・不承認通知書

様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった 事業補助金に係る財産処分について、次のとおり承認・不承認と決定したので、通知します。

- 1 補助金の名称
- 2 処分する財産の名称
- 3 承認の条件（不承認の場合はその理由）

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。